

令和3年3月第1回八街市議会定例会会議録（第4号）

1. 開議 令和3年2月26日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 小 向 繁 展
- 2番 栗 林 澄 恵
- 3番 木 内 文 雄
- 4番 新 見 準
- 5番 小 川 喜 敬
- 6番 山 田 雅 士
- 7番 小 澤 孝 延
- 8番 角 麻 子
- 9番 小 菅 耕 二
- 10番 木 村 利 晴
- 11番 石 井 孝 昭
- 12番 桜 田 秀 雄
- 13番 林 修 三
- 14番 山 口 孝 弘
- 15番 小 高 良 則
- 16番 加 藤 弘
- 17番 京 増 藤 江
- 18番 丸 山 わき子
- 19番 林 政 男
- 20番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

な し

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副	市 長	橋 本 欣 也
総 務 部	長	大 木 俊 行
総務部参事(事) 財政課長		會 嶋 禎 人
市 民 部	長	吉 田 正 明

経 済 環 境 部 長 黒 崎 淳 一
建 設 部 長 市 川 明 男
水 道 課 長 海 保 直 之

・連絡員

総務部参事(事)秘書広報課長 鈴木正義
総務部参事(事)総務課長 片岡和久
社会福祉課長 堀越和則
農政課長 相川幸法
道路河川課長 中込正美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長 加曾利 佳 信
教 育 次 長 関 貴美代
教 育 総 務 課 長 井 口 安 弘

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長 日野原 広 志
副 主 幹 中 嶋 敏 江
副 主 幹 須賀澤 勲
主 査 嘉 瀬 順 子
主 任 主 事 今 関 雅
主 任 主 事 村 山 のり子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第4号)

令和3年2月26日(金)午前10時開議

日程第1 議案の上程

議案第21号から議案第24号
提案理由の説明

日程第2 議案第1号から議案第14号、議案第16号から議案第20号
質疑

議案第1号から議案第2号
委員会付託省略、討論、採決

日程第3 議案第21号から議案第24号
質疑

- 日程第4 議案第3号から議案第14号、議案第16号から議案第24号
委員会付託
- 日程第5 休会の件

○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は20名です。

したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1、議案の上程を行います。

議案第21号から議案第24号を一括議題とします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

議案第21号から議案第24号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、追加提案いたしました案件は、条例の改正4件についてでございます。

議案第21号は、八街市指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、令和3年厚生労働省令第9号により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第22号は、八街市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、令和3年厚生労働省令第9号により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第23号は、八街市指定介護予防支援事業者の指定に関し、必要な事項、並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、令和3年厚生労働省令第9号により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第24号は、八街市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、令和3年厚生労働省令第9号により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

以上で、追加議案の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木広美君）

議員の皆様申し上げます。

ただいま、議題となっております、議案第21号から議案第24号の議案質疑については、

本日の日程第3で行います。質疑の通告は、本日の日程第2終了後、休憩をいたしますので、休憩中に通告をお願いいたします。

日程第2、議案第1号から議案第14号及び議案第16号から議案第20号を一括議題といたします。

これから、質疑を行います。質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第55条により、発言は全て簡明にし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず、質疑にあたっては、自己の意見を述べることはできません。

また、会議規則第56条、第57条及び議会運営に関する申合せにより、各議員の発言時間は、答弁も含め40分以内とし、同一議題につき一問一答、2回まででお願いをいたします。

それでは、最初に、京増藤江議員の質疑を許します。

○京増藤江君

それでは、通告に従いまして、質問をいたします。

議案第9号、令和2年度八街市一般会計補正予算について、29ページでございます。

5款1項3目農業振興費について、農業後継者対策事業費660万円の減額の内容について伺います。

(1) 青年就農給付金226万円の減額についてです。①として、今年度の実績について、当初の計画や実際の受給者数及び新規受給者数を伺います。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

当初予算では、継続給付の方を4名と夫婦型2名の計8名を見込んでおり、実績につきましても同様であります。新規対象者につきましては、この青年就農給付金は、平成29年度から、農業次世代人材投資事業に名称が変更となっており、新規の採択者はございません。

減額の理由でございますが、年度途中で2名の給付対象者の方が給付期間の満了を迎えたこと、また、1名の方が既定の所得を上回ったため、減額するものでございます。

○京増藤江君

1名の方は収入が増えたことにより減額ということで、順調に進展してきたんだと思います。

どれぐらいの期間で増収につながってきたのか。また、制度発足以来、このような順調な例はどのくらいあったのか。また、逆に、途中で廃業された方はあったのかどうか伺います。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

この給付金は、農業所得が100万円以上で支給額が変動し、350万円を超えると、交付停止となる制度であります。これまでに農業収入が増え、基準額を超えたことによる減額となった方は、経営開始から2年目の方で1名が該当しております。

なお、この事業の途中で離農された方は、これまでに3名おり、その理由は、けがの方が1名、自己都合による離農の方が2名となっております。

○京増藤江君

農業で順調に収入を得るというのは、本当に初心者については、様々な機械を購入したりとか、また、その年に自然災害があったとかいうことで、大変難しいですということ、農家の方からはお聞きしているし、本当にそうだろうなと思うんですけど、やはりこのような制度があることによって、随分後継者育成になっているんだなということを感じます。2年ぐらいで順調に収入が増えているというようなこともあったということ、これは大事なことでと思います。

ただ、今、答弁でありましたように、けがとか、そういう本当に残念なことがないようにしていただきたいなと思います。自己都合とかもあるんでしょうけど、それはそれで、どういう仕事でも途中で辞めるというようなこともあるわけですから、けがとかの自分の意志じゃないことで辞めざるを得ないというようなことは、ぜひこれからも支援をしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

2点目の改善点についてなんですが、青年就農給付金は、制度が間もなく終わることなので、質問を取り下げさせていただきます。

(2)番、農業次世代人材投資事業補助金について、これは300万円の減額なんですが、先ほども説明がありましたけれど、平成29年度から、青年就農給付金がこの名称になっているということでございます。

それで、質問なんですけれど、当初の計画や、実際の受給者数及び新規受給者の数について伺います。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

当初予算では、継続給付13名で、そのうち夫婦型が4組で、新規として5名の方を見込み、予算計上をいたしました。今年度の実績につきましては、継続給付の方が13名、新規認定の方が3名の16名で、うち夫婦型が4名でありました。

また、減額の理由についてでございますが、当初新規認定者を5名と見込み、予算計上しておりましたが、3名であったため、今回、2名分を減額するものでございます。

○京増藤江君

残念なことに、計画よりも新規の受給者数が2名少なかったということなんですが、それではお伺いしますが、令和2年度の新規受給者数というのは、例年と比べて増減はどうだったのか。また、減ったり、例年と変わらないならば、その原因についてはどのように分析されているのかお伺いします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

新規の補助金の給付対象者は、平成30年度が2名、令和元年度が4名、本年度が3名となっており、過去3年間で見ますと、毎年3名程度の方が給付対象となり、平均的に推移の方はしております。

○京増藤江君

平均すると3名の方が新規受給者となっていると。少しですけど、減ったり増えたりしているわけなんですけれど、あまり増えてはいないけれど、2名から4名までは新規に毎年ありますということだと思います。そして、夫婦の方がいらっしゃるというのは、これは、私は、力強いことだなと思いますので、ご夫婦でしっかりとできるような、そういうこともさらに進めていただきたいなと思います。

そして、②の改善点についてなんですけれど、青年就農給付金の制度が終わりに近づいております。農業次世代人材投資事業補助金の方は、受給者が増加しているんですけれど、2つの制度の予算合計額は徐々に減額となっています。新規受給者が増えていないということだと思うんですけれど、先ほど聞いたら、この3年間は平均3名ということなんですけど、新規受給者を増やすためにどう対応されるのか、伺います。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

新規就農者を増やすには、まず、対象となる方の掘り起しが重要であると考えています。県の普及指導員、農業委員及び農地利用適正化推進委員の方々などにご協力をいただき、新規就農者の把握に努めているところでございます。

○京増藤江君

農業の専門家というか、そういう方々にお願いもしているということなんですけど、あと、私がお聞きしたいのは、今、コロナ禍の中で、農業への関心も高まっているというお話も聞きます。今までそのように応援をしてくださる方に加えて、今まで制度を利用された方々、また、今、制度を利用して頑張っている方々に、農業の魅力やサポート体制の充実がどうなっているかと、こういうことを発信していただいているのかどうか。

また、大きな心配事の1つは、土地を借りる場合とか、取得することだと思うんですけれど、この点についてのサポート体制はどうなっているのか、この2点についてお伺いします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

これまでに本制度を受けた方へ、特に情報発信をお願いしているということではございませんが、市へ就農のご相談に来られる方の多くは、本制度のことはご存じで、いろいろな方からお話を伺っていると思われまして、市といたしましても、情報発信に努め、周知をしてみたいと考えております。

農地の確保につきましては、農地中間管理機構と連携し、農地の出し手の情報収集に努め、新規就農者への農地確保を支援してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

農業後継者の増加は、失業対策としても有効になると思われまして。また、食料自給率の向上は、温暖化防止にも寄与し、景観を高めてまいりますので、ぜひ予算を含め、十分な対応を求めたいと思います。

(3) 番目に、農業後継者育成支援給付金について伺います。これは、親元での農業を継続していくとか、後継していくということなのですが、これは、市の単独事業として開始して、今も継続しているということで、これは、後継者を育成しようとする市が、本当に熱意を持って続けている事業だと思います。これは、私も本当に素晴らしいことだなと思います。

そこで、今年度の実績についてお伺いします。当初の計画や実際の受給者数についてお伺いします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

当初予算では、継続給付11名、新規4名を見込み、予算を計上いたしました。今年度の実績といたしましては、14名のうち、継続の方が8名、新規就農者が6名でございました。

また、予算の方の減額の理由でございますが、新規就農者が6名と増えたものの、給付金の給付開始時期が年度途中であったことによる差額の減額及び継続の方が、年度途中で給付期間の満了を迎えた方の差額があることから、減額するものでございます。

○京増藤江君

新規の方が最初の予算よりも2名増えているということで、これは、本当に親元で安心して農業をできるということでもあるんだなと思いますけれど、これも素晴らしいことだなと思います。

それで、再質問なのですが、制度が発足した平成26年度から令和2年度までに利用された方は何名なのか、離農者はあったのか、この点についてお伺いします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

本事業は、平成26年度から開始した事業であり、令和2年度までに44名の方が受給されております。また、これまでに2名の方が途中で離農されており、理由につきましては、自己都合となっております。

○京増藤江君

44名が農業を継いでこられたと。本当に年数がたってみると、すごく大きな数になっております。

そこでお伺いしますが、年齢制限についても、今までも改正をしてきたようですが、年齢制限は何歳までなのか。農業後継者としては、毎年5人から6人が親元就農しているようですが、元気であれば、農業は年を重ねてもできると思います。育成支援給付金申請者のうち、制限年齢を超えた方に対してはどうだったのか、お伺いします。

○議長（鈴木広美君）

京増議員、3回目になります。

○京増藤江君

年齢制限は何歳までなのか、育成支援給付金申請者のうち、制限年齢を超えた方で申請者が

あったのかどうか、お伺いします。

○議長（鈴木広美君）

改善点ということによろしいんですか。

○京増藤江君

はい、そうです。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

当初は、年齢の上限を45歳未満としておりましたが、今年度から、50歳未満までを対象とし、制度の拡充を図ったところでございます。

また、年齢制限を超えての申請者がいるかということにつきましては、これまでに給付対象年齢の上限を超えた方からの申請は現在のところございません。

○京増藤江君

50歳までに年齢制限を広めたということで、やはり後継者を増やしていくという、そういうことにつながっていくと思いますので、ぜひこれも、またもしも、その年齢の方が申請されたようなときには考えていただきたいなと思います。

そして、次に、6款1項2目委託料についてお伺いします。30ページです。

消費生活支援講座業務についてでございます。何回の開催を予定していたのでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

この講座につきましては、年1回の開催を予定しており、毎年、市内の小学校を会場に実施している事業でございます。

○京増藤江君

この間の消費生活支援についての相談数、また、被害者の人数、また、金額の推移についてお伺いします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

令和2年度での状況についてお答えいたします。令和2年度の相談件数につきましては、1月末現在で448件でございます。実際の被害者数及び被害額につきましては、相談内容により、消費生活センターから専門機関へつなぐケースもございますので、正確に把握はできませんが、1件あたり、数千円から100万円を超えるものまで、様々な相談がございます。

○京増藤江君

448件、令和2年度は、1月までで相談が寄せられたということなんですが、本当にこの相談活動、住民の皆さんにとっては重要なものになっております。本当にすぐ相談に乗っていただいたと、親切にいただいたということで、安心して相談ができる状況にありますので、私もそういう話を聞くと、本当にありがたいなと思います。ぜひ今後とも、しっかりとたくさんの相談に乗っていただくようお願いしておきたいと思っております。

次に、②内容についてなんですが、どのような内容を予定していたのか、お伺いします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

本講座につきましては、民間業者に業務委託しているもので、内容は講師の方と協議して決定しております。基本的には、老若男女を問わず、どなたにも分かりやすい内容を基本として、毎年実施しているものでございます。なお、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施できない状況でございました。

また、相談内容の中で、被害が多く寄せられるものにつきましては、その時々で、消費生活相談員による出前講座や、広報やちまたの毎月15日号で注意喚起し、対応しているところがございます。

○京増藤江君

講座については委託しておられるわけですが、出前講座では、今大きな問題になっているような、そういう問題を皆さんにお話しされているということですが、この講座についても、その時々被害状況とか、また、皆さんが関心があることについても、やはり委託する先方さんとも話し合っ、て、ぜひして行く必要があると思うんですが、この点についてのそういうすり合わせというのはなくても、まず委託ということで、お任せなんですか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたように、この事業については1事業として、業務委託して、行っております。各小学校を会場として行っておりますので、児童を含めて、地域の方々も一緒に受けていただくような形で、大体300人から400人規模の講習会ということで開催させていただいております。

また、個々の、先ほど議員さんがおっしゃられた、その時々事情によって、いろいろなケースの相談の講座を開いていただきたいという要望につきましては、消費生活相談員の方が出前講座で対応を図っているところでございます。

○京増藤江君

よく把握しておりました。ありがとうございます。説明もよく分かりました。

それでは、終わります。

○議長（鈴木広美君）

以上で、京増藤江議員の質疑を終了します。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、通告の順に質問するわけですが、その前に、本市の昨日までの新型コロナウイルス感染状況は、人口に対する感染割合が173人に1人と、増える一方でございます。

千葉県は、新規感染微増傾向に、24日、感染再拡大警戒宣言を出しましたが、残念ながらその対策はございません。市は、単独に希望する市民や、また、施設、病院、学校、あるい

は保育園、幼稚園等の職員のPCR検査を実施することを求めたいと、このように改めて求めたいと思います。

それでは、ワクチン接種がようやく4月26日から高齢者に摂取できるようですが、供給量の不足から、先が見通せないまま事業が始まるということで、担当課は大変なご苦労があるかと思えます。ワクチン接種に係る専決処分が出されておりますので、その事業内容についてお伺いいたします。

議案第1号の専決処分、9ページなんですが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業について、まず、委託料について、482万5千円とありますが、この委託内容はこういった内容なのか、お伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

この委託料についてでございますけれども、まず、1点目が、本市では、この接種記録につきましては、健康カルテシステムにより行っているところでございますけれども、このシステムの方に新型コロナウイルスワクチンの接種の記録、あるいはクーポン券の発行ができるように、この健康カルテシステムの改修を行うための費用がまず1点でございます。

それから、もう一点が、まず先行して始まります、65歳以上の高齢者の方に向けましたクーポン券、あるいは予診票の印刷、封入、封緘をするための業務に係ります業務の委託料を計上させていただいたところでございます。

○丸山わき子君

それで、クーポン券なんですけれども、高齢者向けのまず印刷であるということのようなんですけれども、これは市内、市外で接種できる、そういった内容になっているのでしょうか。その辺はどうでしょう。

○市民部長（吉田正明君）

この接種につきましては、市内の個々の医療機関、それから、集団における接種というものを予定しておりますので、当然利用されるのは市内の医療機関の方で使っていただくということになるかと思えます。

○丸山わき子君

高齢者の接種に関しては、個別接種を主にやっていきたいというようなことを伺っているわけなんですけれども、今、高齢者の方々は、市内だけではなくて、市外の病院に行っている方も多くいらっしゃるかと思うんですが、そこら辺の調整ができていくのかどうか。今後、それは検討されるのかどうか。

○議長（鈴木広美君）

丸山議員、3回目になってしまうので。

○丸山わき子君

残念ですね。じゃあ、ぜひその辺は検討いただきまして、お願いいたします。

それから、備品購入費なんですけれども、210万円とあります。これは、具体的にどのようなものが購入されていくのか、お伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

この備品購入につきましては、県の方から届いたワクチンを円滑に各医療機関に届けられるようにするための冷凍庫、あるいは冷蔵庫というものを購入するための費用を計上させていただきました。

本市でのワクチンの取扱いにつきましては、基本型接種施設でございます新八街総合病院の方に、まずワクチンが配送されてまいります。その後に、個別接種に協力をさせていただきます医療機関に小分けをして分配をするということを考えておりますので、配送時におきましては、常温ということではなくて、保冷剤、あるいはドライアイスを入れました専用ボックスを使って配送するというのを想定しております。その際に必要となります冷凍庫、あるいはワクチンを解凍するための冷蔵庫を購入する費用を計上させていただきました。

○丸山わき子君

分かりました。

次に、繰越明許費、これは4ページの土木費なんですけれども、道路整備事業費、道路排水施設整備事業費、それぞれ1千500万円となって、これを繰り越すということなんですけれども、道路整備、また、道路排水整備事業箇所はどこになるのか、お伺いいたします。

○建設部長（市川明男君）

道路整備事業費1千500万円につきましては、市道210号線歩道整備工事の工事請負費でございます。

また、道路排水施設整備事業費1千500万円につきましては、市道115号線の道路排水工事の工事請負費でございます。

いずれの事業費につきましても、関係者との協議などに不測の日数を要したため、工事を発注する時点において、標準的な工期を年度内だけでは確保できないことから、翌年度に繰り越すものです。

○丸山わき子君

専決しなければ、対応しなければならなかった理由というのは、関係者との話合いがずれ込んでしまったと。それで工事に入れなかったということなんですけれども、やはりこれは、工事を始める時期というのが遅かったのではないかと。予算はしっかり取ってあるわけですから、そういう点ではどんなふうにお考えでしょうか。

○建設部長（市川明男君）

確かに議員のおっしゃったとおり、計画的に事業を進めておったところでございますが、国庫事業ということもございまして、今年度中の事業を執行するためには、この段階におきまして、専決処分をさせていただかざるを得ないという状況でありましたので、専決処分をお願いしたところでございます。

○丸山わき子君

国庫補助との関係もあったということなんですけれども、どうしても年度末に工事が集中するということをあちこち見受けられるわけなんですけれども、年度内の工事完了を目指すとい

う取組は、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、議案第2号の専決処分なんですけれども、これは、同じように新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に関しまして、9ページです。委託料が3億8千886万9千円という委託内容となっております。その具体的な内容はどのようなものなのか、お伺ひいたします。

○市民部長（吉田正明君）

こちらの方で計上させていただきました委託料の主なものでございますけれども、まず、コールセンターを設置いたしますので、コールセンター業務の委託費、それから、次の、その後の対象となります65歳未満の方に対しますクーポン券、あるいは予診票の印刷、封入、封緘に関係します委託業務、それから、全市民を対象にして行うこととなりますワクチン接種に係るそのものの業務委託、その委託料をこちらの方では計上させていただきました。

なお、まず、コールセンターの業務についてでございますけれども、これにつきましては、令和3年3月から12月末までの期間ということで、取りあえず契約の方をいたします。

ここのコールセンターの方では、このワクチン接種に係ります予約システム、それからパソコン、電話、スタッフ及び窓口業務に必要なスタッフを含めた業務を委託させていただきます。

なお、このコールセンターの開始につきましては、3月15日を予定しております。その中で、まず、コールセンター業務には10名、それから、主に相談に上がっていただきます窓口業務の方に5名、計15名のスタッフで、まずは開設をして行く予定でございます。

当然まだ開設当初につきましては、接種の予約というものはできませんけれども、ワクチン接種に係ります、様々な相談というものは、こちらの方で受けていきたいと考えておりますので、この辺につきましては、広報、あるいはホームページの方で周知をしてみたいというふうに考えております。

それから、もう一つ大きなワクチン接種そのものに係る業務の方でございますけれども、これにつきましては、まず、集団接種、それから先ほど申し上げましたように、各市内の医療機関に協力いただきます個別接種という二本立てで、本市の場合は行ってまいりたいと考えておりますけれども、まず、集団接種につきましては、千葉診療所さんの方にお願ひをする予定でございます。それから、市内の医療機関につきましては、現在、19機関の方から協力の内諾の方は受けているという状況でございます。

○丸山わき子君

先ほど、コールセンターの設置費用も入っていますよということなんですけれども、これは、コールセンターはどこに設置するのか。

それと併せて、時事世論調査の中では、これは2月に調査したものなんですけど、これは全国的なものです。7割の方がワクチンを接種したいですよという、そういう回答とともに、副反応について、大変不安だという回答が75.5パーセントありましたということで、当然このコールセンターでも、こういった不安に対して応えていける内容になるのかどうか、

その辺についてお伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

まず、このコールセンターの設置場所でございますけれども、コロナワクチン対策チームを設置してございます総合保健福祉センターの3階、そのチーム室の方に併せて、このコールセンターについては設置をいたします。

当然いろいろ報道の方でも副作用というような話が出ておりますけれども、当然コールセンターの方で相談を受けるスタッフにつきましては、そういったワクチン接種に絡む知識を有した方について配置をしていただくということで考えております。

○丸山わき子君

ぜひ市民の皆さんの不安に伝えていける内容にさせていただきたいと、改めてお願いしたいと思っております。

次に、備品購入についてなんですけれども、2千780万9千円とありますが、これは、具体的にどういった内容のものを購入されるのか、お伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

こちらの備品購入につきましては、まず、大きなものはパソコン関係の購入を考えておまして、予約のシステムを請け負います情報系のパソコン、それから、先ほど答弁をいたしました健康カルテのシステムを導入した業務用のパソコン、こちらの方のまず購入費用。それから、予診票を読み取って、データ化をするためのドキュメントスキャナといったものの購入。また、コロナワクチン対策チーム室の中での執務に係ります様々な備品等、こういったものを購入するための費用で計上をさせていただきました。

○丸山わき子君

分かりました。

次に、ワクチン接種業務についてなんですけれども、ここには1回2千70円、それから、市民6万9千人の2回分ということで予算を計上しておりますけれども、これは市民何割ぐらいの接種を目標としているのか、その辺についてお伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

本市におけますワクチン接種につきましては、医師会さんの方とも協議をさせていただいた中で、令和3年10月頃までには、なるべく市民全体の7割に接種できることを目標に掲げていったらいかかという話になりました。

この7割という数字につきましては、本市におけますインフルエンザワクチンの接種の状況というものが7割をちょっと切るぐらい、約7割に近い数字だというふうに聞いております。したがって、おおむねインフルエンザのワクチン接種と近い接種率にはなるべく持っていきたいということで、目標としましては、全市民の7割の方には接種していただきたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

これから始まって、10月ぐらいまでにとということのようなんですけれども、ワクチンの供

給量が、果たしてコンスタントに入ってくるのかどうか、大変心配なところであり、長期間になるのではないかという、大変不安があるわけなんですけれども、そうした中で、国の方は、1回2千70円という接種料金を示していますけれども、本当にこの2千70円というのが医療機関の声を反映させたものになるのかどうか。

医療機関の方では19機関が協力してくださるということのようなんですけれども、いろんな事情を抱えて対応してくださるというふうに思う。それもまた長い期間携わっていただかなければならないというようなことで、本当に医療機関の声を反映させて、1回の接種料金にしていかなければならないのではないかなというふうに思うんですけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

この新型コロナウイルスワクチンの接種事業につきましては、今、議員からお話もございましたように、市内の医療機関の先生方のご協力がなければ、当然前に進んでいかない事業ということは十分認識をしております。

そういった中で、今現在、国から示されておりますのが、いわゆる2千70円という数字なわけでございますけれども、これにつきましては、今後、医師会さんの方とも協議をさせていただきながら、この辺は適切な委託となるように検討してまいりたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

国の方は、足りない分は上乘せしますよと、2千70円というのが固定した料金ではありませんということを言っているわけなので、十分医療機関との話し合いを進めていただいて、無理のない対応をしていただくよう、また、充実させた内容にしていきたいというふうに思います。

次に、教育費のところでお伺いいたします。10ページです。小中学校の指導者用デジタル教科書の購入についてなんですけれども、1千400万円が専決されているということなんですけれども、具体的にどのような購入計画があったのか、お伺いいたします。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

指導者用デジタル教科書につきましては、各学校ごとに1学年1教科を購入することで、何人の先生でも同時に使用することができます。

購入につきましては、小学校9校には国語、算数を全学年に購入します。また、来年度、理科と社会を同様に購入する予定となっております。なお、英語につきましては、既に全校整備しております。また、中学校におきましては、国語、社会、数学、理科、英語を全学年に購入いたします。

今後は、教科書の改正に合わせまして、整備したいと考えております。

○丸山わき子君

1教科あたり8万円というような、大変高額な指導用の教科書になるというふうに思うわけ

なんですけれども、これは市長にお伺いいたしますというか、市長にお願いがありますけれども、この小中学校の指導者用デジタル教科書の購入費というのは、2分の1は国の補助なんです。あと半分は各自治体の負担を強いられていると。この教育のデジタル化というのは国が進めているものでありまして、義務教育は無償化という立場から、これは全額国の方が負担すべきではないかなと。

今、教育委員会からは、これは、教科書見直しごとに買い替えていきますよということ言われているんですけども、そのたびに自治体が半分負担というのは、あまりにも負担が大き過ぎるのではないかなというふうに思います。

そこで、ぜひとも国に対して、このデジタル教科書に関しては、国が全額持つようにということをお願いしていくべきではないかなというふうに思うんですが、その辺についていかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

今般のこのデジタル教科書の負担につきましては、全国市長会、千葉県市長会でも喫緊の課題になっておりまして、今、国へしっかりと要望してまいりたいと思っております。

○丸山わき子君

ぜひよろしくお伺いいたします。

次に、議案第5号の八街市郷土資料館設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。第3条で、当分の間ということを示しておりますけれども、これはどのぐらいの期間を示すのか、お伺いいたします。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

郷土資料館が、いつまで中央公民館内で開館するかは、現在のところ決まっておりません。このような場合において、条例などの法令の中で当分の間といたしました。

暫定的ではありますが、本年4月1日から、中央公民館の会議室で再開できるように今進めているところです。

以前の資料館とは展示面積が縮小されることで、展示内容の見直し、テーマを限定とした形で再開となりますが、市民の方から、早期再開の声を聞いておりますので、早急に方向性を検討したいと考えております。

○丸山わき子君

本当に市民の皆様からは、新たな資料館が欲しいねという声が聞かれます。今後の建設計画についてなんですけれども、どのように検討されているのか、その辺はどうでしょう。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

郷土資料館には、市内外の方々により寄付された多くの資料などの必要な価値を損なうことなく、次世代に残すことができる施設整備が必要と認識しております。新設だけではなく、既存建物の購入、賃貸借などの様々な方向性を検討したいと考えております。

○丸山わき子君

令和2年3月に出した「中央公民館・図書館・郷土資料館の在り方基本構想」、ここでは、一体の施設が望ましいとしつつも、中央公民館・図書館は、今後20年間は、施設維持に必要な長寿命化改修、大規模改造を実施するんだと。資料館については、公共施設用地などに暫定的に整備するなど、早急な移転、運用開始を目指すとしているわけですね。

それで、今回は公民館へ移転となったというふうに思うわけなんですけれども、中央公民館・図書館は、今後20年間は建て替え、または改修の機会がないわけですね。これに合わせて、資料館も20年間、中央公民館に居候していくのかという点では、大変貴重な資料が多くある中で、これではあまりにもお粗末であるというふうに思います。

ぜひ、財政が厳しい中ではありますが、本当に八街市の文化を象徴する資料館でありますので、ぜひともこれは、中央公民館、あるいは図書館に足並みを合わせることなく、独自の取組をぜひとも進めていっていただきたいと。市民の皆さんからも縮小ではなくて、もっと広々としたところでの展示が欲しいという、あるいはもっと八街を知りたいんだと。八街の文化をもっともっと掘り下げていかなければならない拠点となるわけですから、そういう点では早急な計画づくりを進めていっていただきたいと、このことを申し上げておきます。

次に、議案第20号の令和3年度八街市水道事業会計予算についてであります。事業予定についてなんですけれども、給水件数の増と年間配水量の減について、まずお伺いいたします。

1点目に、給水件数の増の根拠、これは、どのようにして出されてきているものか、お伺いいたします。

○水道課長（海保直之君）

お答えいたします。

給水件数につきましては、駅周辺の開発やアパートの建築等が進んでおり、近年の行政人口の世帯数も増加傾向となっております。このことから、前年度と比較いたしまして、358戸増の1万5千371戸と算定いたしました。

○丸山わき子君

人口が増えていくということは、大変うれしいことなんですけれども、その増とはうらはらに、年間の配水量の減というのがあるわけですね。この配水量の減と、今後の見通しはどうか。その辺についてお伺いいたします。

○水道課長（海保直之君）

お答えいたします。

年間配水の減につきましては、給水件数は増えておりますが、給水人口は減ってきております。また、節水型給水機の普及により、一人あたりの消費量も減少傾向にあります。

上記を踏まえ、過去の実績等を基に算出しており、しばらくはこの傾向が続くものと考えております。

○丸山わき子君

この10年間を見ても、給水件数は1千300戸と増えているんですね。しかし、1日の平

均配水量は12.2パーセント減というようなことで、今、課長が言われたとおりの状況なんです。

それで、今後も減っていくでしょうということなんですけれども、まさに水あまりですよ。水あまりの中で、霞ヶ浦導水からの受水計画を進めていると、大変矛盾しているというふうに思うわけなんですけれども、やはり霞ヶ浦導水のこの計画は、やっぱり見直しをしていくべきではないかなというふうに思うわけなんです。

水あまりの中でのこの事業の撤退ということも検討していかなければならないというふうに思いますが、市長、これについては印広水の中でも十分検討すべきであると、そういう課題ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

実はその件も含んだ中で、令和2年10月16日に、八街市役所に、県の岡本企業局長さんをお迎えいたしまして、近隣市、印旛広域の首長様にも集まっておきまして、印旛広域の水道事業における千葉県企業局の施設利用及び業務委託に係る要望書ということで要望したところでございます。また、いろんな意見交換も行いました。

一方、構成団体として、水需要の減少、それから、暫定井戸の削減等に非常に経営環境が厳しいことを踏まえまして、印旛広域の考え方をしっかりと県の企業局の方へ伝えたところでございます。

いろんな意味で、市民の方々が料金の引下げ等々を要望しております。そうしたことも踏まえた中で、要望もしっかり行いまして、県との連携、あるいは企業局に対しまして、印旛広域の考え方をしっかりとお伝えしてあります。

○丸山わき子君

やはり今、県水は余っているわけですから、その余剰水の活用というのをどんどんと要求していくべきだと思います。

それから、今ある井戸ですね。この井戸は、県の条例によって使えなくなっていくよということになっているんですけど、しかし、やっぱりこれは、非常時も含めて活用できるという、そういう取組を進めていくべきではないかというふうに思います。

やはり今やるべきは、これ以上、もう市民に負担はかけないという、そういう取組が必要であります。やっぱり余剰水、水があまっているにもかかわらず、高い水を買っていくなんていう、そういう上水道事業であってはならないと。やっぱりきっぱりと霞ヶ浦導水からの撤退を表明すべきであるというふうに思います。

そういう点では、今見直しの計画に入っていて、印広水は、この霞ヶ浦導水の事業に関して、引き続き支持していきますよという、そういう態度表明をしているわけなんですけれども、まだまだ間に合うわけですから、しっかりとした対応をしていっていただきたいというふうに思います。

次に、配水管の更新工事についてであります。老朽管の改修計画についてなんですけれども、新年度の老朽管の改修計画については、どのぐらいの距離を計画しているのか、その辺につ

いてお伺いいたします。

○水道課長（海保直之君）

答弁いたします。

老朽管の改修計画につきましては、最重要事項と位置付けており、八街市水道事業基本計画における更新計画を目標としております。現状ではなかなか計画に達していない更新延長となっておりますが、順次更新工事を実施しており、中長期的には漏水多発箇所について、優先的、かつ費用対効果を踏まえて、道路改良工事等と併せて実施する計画となっております。

なお、令和3年度におきましては、更新工事3本を予定しており、総延長349メートルを予定しております。

○丸山わき子君

平成28年度に作られた市の水道基本計画では、管路の更新は47.7キロメートルあるんだと。平成29年度から14年間で、44.4キロメートルを終了するという計画があるわけですね。

これからいくと、300じゃなくて、3.2キロメートルを実施しないと、この計画は進まないよ、終了しませんよということなんですけれども、この間も、年間300とか、200とか400とかという、その程度の更新しかできていないんですけれども、これは思いきった取組が必要ではないかなというふうに思いますけれども、今後の計画はどのようにお考えなのか、検討されているのか、お伺いいたします。

○水道課長（海保直之君）

老朽管、こちらにつきましても、最重要課題ということで考えておりますが、水を送るための配水施設、水道管の施設の方も同じように老朽化が進んでおりまして、こちらの方の改修につきましても重要度が非常に高くなってきております。ですので、その辺を考慮しまして、優先度を考えて、順次整備の方を進めてまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

どちらも本当に老朽化しているわけで、本来ならば、この管路の方もかなりの老朽化で、何かあったときには、もうあちこちで破損しているわけですね。破損があったら、そこを何とかつかないでいるというような状況なわけで、やはりそういう点では、安定的な水の供給ということを考えたときに、やはり思いきった計画が必要ではないかなと。ただならぬ財源が必要になってくるわけですね。

ただならぬ財源をいかに確保していくのか、計画的にこれは取組を進めていかなければならない。本当に最重要度の取組であるというふうに思いますので、ぜひ積極的な取組をお願いいたしまして、質問を終わりにいたします。

○議長（鈴木広美君）

以上で、丸山わき子議員の質疑を終了します。

これで、通告による質疑は全て終了しました。

お諮りします。議案第1号及び議案第2号の専決処分の承認を求めることについては、会議

規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに討論及び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木広美君)

ご異議なしと認めます。

これから、討論を行います。

最初に、議案第1号についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木広美君)

討論がなければ、これで議案第1号の討論を終了いたします。

次に、議案第2号についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木広美君)

討論がなければ、これで議案第2号の討論を終了いたします。

これから、採決を行います。採決は分割して行います。

最初に、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、令和2年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(鈴木広美君)

起立全員です。議案第1号は承認されました。

次に、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて、令和2年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(鈴木広美君)

起立全員です。議案第2号は承認されました。

これから、議案第21号から議案第24号に対する質疑通告受付のため、20分間の休憩といたします。

(休憩 午前11時05分)

(再開 午前11時24分)

○議長(鈴木広美君)

それでは、再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第21号から議案第24号を一括議題といたします。

これから、質疑を行います。

議案第21号から議案第24号に対する質疑の通告はありませんでした。

質疑を終了いたします。

日程第4、議案第3号から議案第14号及び議案第16号から議案第24号を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案第3号から議案第14号及び議案第16号から議案第24号を配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託をいたします。

議案付託表に誤りがあった場合は、議長が処理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により、各常任委員会の開催日の通知といたします。

日程第5、休会の件を議題といたします。

明日、2月27日から3月17日までの19日間を、各常任委員会、特別委員会の開催及び議事都合のため、休会といたします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。2月27日から3月17日までの19日間を休会することに決定いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議はこれで終了します。

3月18日は午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

議員の皆様申し上げます。この後、全員協議会を開催しますので、本会議場にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時26分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案の上程

2. 議案第21号から議案第24号

提案理由の説明

議案第1号から議案第14号、議案第16号から議案第20号

質疑

議案第1号から議案第2号

委員会付託省略、討論、採決

議案第21号から議案第24号

質疑

議案第3号から議案第14号、議案第16号から議案第24号

委員会付託

3. 休会の件

.....
議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度八街市一般会計補正予算について）

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度八街市一般会計補正予算について）

議案第3号 八街市財政事情の作成及び公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 八街市郷土資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 八街市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 八街市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 八街市下水道事業運営審議会条例の制定について

議案第9号 令和2年度八街市一般会計補正予算について

議案第10号 令和2年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第11号 令和2年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第12号 令和2年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第13号 令和2年度八街市下水道事業会計補正予算について

議案第14号 令和2年度八街市水道事業会計補正予算について

議案第15号 令和3年度八街市一般会計予算について

議案第16号 令和3年度八街市国民健康保険特別会計予算について

議案第17号 令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について

- 議案第 18 号 令和 3 年度八街市介護保険特別会計予算について
- 議案第 19 号 令和 3 年度八街市下水道事業会計予算について
- 議案第 20 号 令和 3 年度八街市水道事業会計予算について
- 議案第 21 号 八街市指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 八街市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 八街市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 八街市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について